

権利の放棄について

次のように権利を放棄する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 権利の内容 判決等により支払命令があった市営住宅等の家賃に係る金銭債権
- 2 放棄する債権額等
 - (1) 件 数 15 件
 - (2) 債権額 7, 052, 550 円
- 3 放棄により利益を受ける者 市営住宅及び特定優良賃貸住宅の元入居者で家賃を完納していないもの
- 4 放棄の理由 所在不明等の事由により、債権回収が著しく困難である。
- 5 放棄の時期 平成26年3月31日

(提出理由)

判決等により支払命令があった市営住宅等の家賃に係る金銭債権の回収が著しく困難であると認められるので、これを放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。